

## にしのみや健康づくり推進員設置要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、西宮市における健康づくり対策を図るための活動に取り組む、にしのみや健康づくり推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定める。

### (推進員の要件)

第2条 推進員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 西宮市における健康づくりの現状及び健康づくりに関する知識の普及並びに健康づくり対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者であり、地域住民とともに自主的な活動を行える者であること
- (2) 西宮市に居住又は勤務していること
- (3) 営利目的の活動や政治・宗教活動を目的とせず、また特定の国、団体、企業等に対し、違法・不当な誹謗・中傷を行わないこと
- (4) 暴力団または暴力団密接関係者ではないこと

### (委 嘱)

第3条 市長は次の各号に掲げる者を推進員として委嘱する。

- (1) にしのみや健康づくり推進員養成講座（以下「養成講座」という。）を修了したもの
- (2) 市民の健康増進について一定の知識及び経験を有するもので、別途定める研修を受講したもの

### (任 期)

第4条 推進員の任期は、委嘱後2年とし、再任は妨げない。

### (解 嘱)

第5条 推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解嘱することができる。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなった場合
- (2) 推進員から申し出があった場合

### (推進員の身分)

第6条 推進員はボランティアとして活動を行うものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有する者ではない。

### (活 動)

第7条 推進員の活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの日常生活において健康づくりを実践し、地域住民への普及に努めること
- (2) 研修会、講演会等に参加し、推進員としての資質の向上に努めること
- (3) 保健所の実施する保健事業に協力し、健康づくり活動の実践に努めること

### (報 告)

第8条 推進員は活動内容等について健康増進課あて報告するものとする。

### (秘密の保持)

第9条 推進員は、この要綱の規定に基づく活動により知り得た個人の身上に関する秘密をもらしてはならない。

### (そ の 他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成17年6月1日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。